

# 川南町農業委員会 総会議事録

1 日 時 令和3年7月30日(金) 開会 午前 9時00分  
閉会 午前 11時20分

2 場 所 川南町役場 第1会議室

## 3 出席委員

(委員)

1番	橋口 裕二	2番	長友 順子	3番	新垣 吉男
4番	井尻 恵雄	5番	湯地 二三夫	6番	森 信幸
7番	河野 博子	8番	山下 栄	9番	杉尾 英敏

(農地利用最適化推進委員)

10番	日高 重樹	11番	佐光 真美	12番	林田 泰代
13番	黒木 正行	14番	有澤 章	15番	戸高 一志
16番	永田 貞義	17番	河野 伊栄雄	18番	樽見 一寛

## 4 欠席委員

## 5 議事日程

- 第1 諸報告
- 第2 会議録署名委員の指名
- 第3 会期の決定
- 第4 議案第35号 農地法第3条の規定による申請の許可について
- 第5 議案第36号 農地法第4条の規定による申請の承認について
- 第6 議案第37号 農地法第5条の規定による申請の承認について
- 第7 議案第38号 農用地利用集積計画(所有権移転)の決定について
- 第8 議案第39号 農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について
- 第9 議案第40号 川南町空き住宅に付随した農地の別段面積取扱要綱について
- 第10 その他(合意解約、行事予定)

6 会議録署名委員 2番 長友 順子 3番 新垣 吉男

## 7 職務のため出席した者の氏名

事務局長 三好 益夫 補佐 岩切 拓也 係長 川崎 恵美  
主査 別宮 愛

川南町農業委員会 7月定例総会

項目	発言者	内容
あいさつ	議長	皆様、おはようございます。 それでは、7月の定例総会を始めます。
諸報告	議長	【日程第1】「諸報告」を議題とします。諸報告を局長が行います。
	局長	議長、局長。 それでは、7月の諸報告をさせていただきます。 6日、あっせん会を開催しました。 後ほど、担当委員の御報告をお願いします。 9日、農家相談日でした。 後ほど、担当委員の御報告をお願いします。 13日、川南町有害鳥獣対策協議会総会が第5会議室にて開催され、会長が出席されました。 19日、4・5条現地調査検討会、第4小委員会を開催しました。 本日、7月定例総会であります。 総会終了後、県農業振興公社による農地売買等事業説明が行われます。  以上でございます。
報告 農家相談	議長	農家相談について、担当委員の報告をお願いします。
	12番	議長、12番。 7月9日、午前9時より役場第3会議室で農家相談を行いました。相談件数は、0件でした。
報告 あっせん会	議長	あっせん会について、担当委員の報告をお願いします。
33号1番	9番	7月6日、午前10時30分より役場第3会議室で6番委員とあっせん会を行いました。 2筆で1町2反の農地ですが現況は1枚になっています。以前、耕作されていた方が耕作しやすいように真四角で使われていたため耕作されていなかった場所があり、木が5本ほど生えていましてその片づけを買い手の方がされるということで総体で550万円で成立しました。
33号2番	11番	7月6日、午後1時30分より役場第3会議室で7番委員とあっせん会を行いました。

川南町農業委員会 7月定例総会

項目	発言者	内容
		双方の価格がなかなか合わなくて何回かやり取りをしまして、1反あたり35万円で合意しましたが、振興公社の金額を上回ったため一度持ち帰り、再審査され許可されました。
	議長	諸報告が終わりましたが、承認することよろしいでしょうか。
	4番	議長、4番 13日に開催されました川南町有害鳥獣対策協議会総会の内容はどのようなものだったのですか。
	議長	有害鳥獣対策協議会にはこれまで委員として参加していて、協議会の会長は町の課長がなっていました。今回、農業全体にかかわることなので農業委員会の会長が協議会の会長になるのがふさわしいという意見がありまして会長をすることになりました。これまで内容的にはあまりタッチをしていなかったのですが、今後は、どのような被害状況なのか、対応をしているのか、あらためて農業委員会でも察知しながらやっていかないといけないと思ったところです。農業委員のみなさんも何か相談を受けた場合とか情報をつないでもらえたらと思います。 他にありませんか。 諸報告は、承認することといたします。
会議録署名 委員指名	議長	【日程第2】「会議録署名委員の指名」でございますが、本日は、2番 長友 順子委員、3番 新垣 吉男委員を指名いたします。
会期の決定	議長	【日程第3】「会期の決定」でございますが、本日1日限りとしたいと思いますが、御異議はありますか。 (異議なしの声)
	議長	本日1日限りといたします。

川南町農業委員会 7月定例総会

項目	発言者	内容
議案第35号 3条許可	議長	【日程第4】議案第35号 「農地法第3条の規定による申請の許可について」を議題といたします。提案理由の説明を局長が行います。
提案理由	局長	議長、局長。 議案第35号 「農地法第3条の規定による申請の許可について」その提案理由の説明を申し上げます。 本議案の許可申請件数は、5件でございます。 申請人、該当農地及び耕作する者の農業経営状況は、別紙記載のとおりでございます。 担当委員の補足説明を頂きまして、御審議の上、申請案件に対する、農地法第3条許可の御決定を頂きます様、よろしくお願い申し上げます。
	議長	提案理由の説明が終わりました。 担当委員の補足説明を頂き、審議を進めてまいります。  ここで、8番委員の退室を求めます。 ＜ 8番委員 退室 ＞ 1号。
1号 補足説明	16番	議長、16番。 1号について補足説明いたします。 内容は、記載のとおりです。農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 調査いたしましたが無ら疑義な点はございません。よろしく御審議方お願いいたします。
	議長  議長	1号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。 全員賛成と認めます。 1号については、許可する事にいたします。 次に、2号。
2号 補足説明	13番	議長、13番。 2号について補足説明いたします。

川南町農業委員会 7月定例総会

項目	発言者	内容
		<p>内容は、記載のとおりです。所有者の方は、ご高齢で農業をされずに畑は貸しておられました。娘さんが県外におられてそちらにいかれるとのことでした。農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>調査いたしましたが無ら疑義な点はございません。よろしく御審議方お願いいたします。</p>
	<p>議長</p> <p>議長</p>	<p>2号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。</p> <p>ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全員賛成と認めます。</p> <p>2号については、許可する事にいたします。</p> <p>ここで、8番委員の入室を許可します。</p> <p>＜ 8番委員 入室 ＞</p> <p>次に、3号。</p>
<p>3号 補足説明</p>	<p>15番</p>	<p>議長、15番。</p> <p>3号について補足説明いたします。</p> <p>内容は、記載のとおりです。二人は親子で親から子に贈与するものです。農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>調査いたしましたが無ら疑義な点はございません。よろしく御審議方お願いいたします。</p>
	<p>議長</p> <p>議長</p>	<p>3号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。</p> <p>ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全員賛成と認めます。</p> <p>3号については、許可する事にいたします。</p> <p>次に、4号。</p>
<p>4号 補足説明</p>	<p>15番</p>	<p>議長、15番。</p> <p>4号について補足説明いたします。</p>

川南町農業委員会 7月定例総会

項目	発言者	内容
		<p>内容は、記載のとおりです。この1か月いろいろありました。売り手から7月1日に土地を売ることにに関して相談を受けました。買い手とは7月9日に会長、事務局長補佐と3人で相談を受けました。最終的には耕作した畑が5反のうち半分あと半分はほとんど山なので、ある程度畑として耕作できる状態にしてから許可を取ったらどうですか。という話がありました。今回、申請がありまして、売り手側と買い手側に聞き取りをしました。売り手側にあまり聞くことは無かったのですが、買い手にあの畑、山はどういう風にしたのですかと聞いたら、そのままの状態だという話を私にしまして、調査票の中に農地法第3条の許可申請につき農業経営計画書をつけて申請しているが、計画書の中であの山を、取得予定の土地を耕作しておらず耕作放棄地になっているため2か月間で復帰作業を行い、令和3年10月から作付をすると書いてあるが本当ですかと聞いたら、できないと、早く今年中に作付をする状態にはできる、伐採とかの見積もりを取ったかと聞いたら取っていないという状況です。農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。調査いたしましたが無ら疑義な点はございません。よろしく御審議方お願いいたします。農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>調査いたしましたが無ら疑義な点はございません。よろしく御審議方お願いいたします。</p>
	議長	4号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。
	7番	<p>議長、7番          買い手は新規就農になっていますが、数年前、農業委員会で荒れたところをきれいにしてそばを植えて、その後を耕作したけど、そのまま荒れ放題になって、農家をリタイアされたのではないかと思うのですがその辺はどうなっていますか。</p>
	15番	<p>議長、15番          確かに2年前までは農業をしていたそうです。介護士をしながら、2年前に大きな交通事故にあって足を不自由にしていて、今回ようやく足が治って、改めて、新規で農業をしたいということで申請が上がっています。</p>

川南町農業委員会 7月定例総会

項目	発言者	内容
	1番	15番委員も含めて話をした中である程度解消、農地に復元できた状態で自分としては売買の話をしたと買い手の方が言っていましたので私はそういう風にしてくれるのかなと思っていましたが、今回申請を出されたわけですけど、今言われたようにこれまでやってきたのを見ているとあまり変わった状況ではないという中で、とりあえず私たちとの口約束ですが今年中には何とかしたいという話は本人から聞いています。そこら辺をどう判断するのかということになってくるのですが、そこができるまでは許可はちょっととなればそれはそれでおいておかなければならないし、何とかやってくれるのを期待するのであればそこら辺を指導していかなければならないというのがありますけれど、そこら辺についてご意見がありましたらお願いします。
	4番	この件について、事務局は受理している訳で、議案で上がってきたものが否決されることはあまりないと思うのですが、受理した時点でゴーサインと今まではなっているような気がするのですが、担当委員等の説明を聞くと非常に安定していなくて、交通事故でリタイアしたような状態、健康になればまた仕事はできるのでしょうか、そういったことで先が見えないのに許可していいのかなと私は思います。
	1番	皆さんで審議してもらい、上がってきたからといって可決しなければならないというものでもないと思います。タイミング的にはもう少し後の方が納得できたのですが、今のタイミングで上がってきたことで判断をしないといけないということなのですが。時期尚早とみるか、その判断をお願いします。
	6番	議長、6番 買い手の方が過去に問題があったようですし、この農地についてもまだ確実性がない状態ですので、今回は否決して再度調整をしてもらって申請してもらった方がよいと思います。
	議長	他にありませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。 賛成の意見がありませんので、4号については、許可しない事にいたします。 次に、5号。
5号 補足説明	17番	議長、17番。 5号について補足説明いたします。 内容は、記載のとおりです。農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

川南町農業委員会 7月定例総会

項目	発言者	内容
		調査いたしましたが無ら疑義な点はございません。よろしく御審議方お願いいたします。
	議長	5号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。 5号については、許可する事にいたします。



川南町農業委員会 7月定例総会

項目	発言者	内容
議案第36号 4条承認	議長	【日程第5】 議案第36号 「農地法第4条の規定による申請の承認について」を議題といたします。提案理由の説明を局長が行います。
提案理由	局長	議長、局長。 議案第36号 「農地法第4条の規定による申請の承認について」その提案理由の説明を申し上げます。 本議案の、承認申請件数は、1件でございます。 申請人、該当農地、用途及び施設の概要計画は、別紙記載のとおりでございます。 調査担当第4小委員会の委員長報告並びに担当委員の補足説明を頂きまして、御審議の上、御承認いただきます様、よろしくお願い申し上げます。
	議長	提案理由の説明が終わりました。 調査担当、第4小委員会の委員長報告を求めます。
委員長報告	8番	議長、8番。 第4小委員会の委員長報告を行います。 7月19日午前9時より、第3会議室にて事務局からの説明を受けました。1号は、始末書付きで許可相当と認めます。内容については、担当委員の補足説明を受けて御審議ください。
	議長	第4小委員会の委員長報告が終わりましたので、担当委員の補足説明を受けて審議を進めてまいります。 1号。
1号 補足説明	18番	議長、18番。 1号について補足説明いたします。 内容は、記載のとおりです。息子さんの住宅の新築を計画されていて調査をしたらお父さんが作った倉庫が農地にはみ出していました。申請地の農地の区分は、周辺農地が団体的に存在する農地その他の良好な営農条件を備えている農地であるという理由から、第1種農地と判断されますが、既存施設の拡張であり、拡張に係る部分の敷地の面積が既存施設の面積の2分の1を超えないことからやむを得ないと認められるため許可相当と判断されます。始末書の提出もありますので、追認できると判断されます。

川南町農業委員会 7月定例総会

項目	発言者	内容
		調査しましたが、何ら疑義な点はございません。ご審議よろしくお願いいたします。
	議長	1号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。 1号については、承認する事にいたします。

川南町農業委員会 7月定例総会

項目	発言者	内容
議案第37号 5条承認	議長	【日程第6】 議案第37号 「農地法第5条の規定による申請の承認について」を議題といたします。提案理由の説明を局長が行います。
提案理由	局長	議長、局長。 議案第37号 「農地法第5条の規定による申請の承認について」その提案理由の説明を申し上げます。 本議案の承認申請件数は、5件でございます。 申請人、該当農地、用途及び施設の概要計画は、別紙記載のとおりでございます。 調査担当第4小委員会の委員長報告並びに担当委員の補足説明を頂きまして、御審議の上、御承認いただきます様、よろしくお願い申し上げます。
	議長	提案理由の説明が終わりました。 調査担当、第4小委員会の委員長報告を求めます。
委員長報告	8番	議長、8番。 第4小委員会の委員長報告を行います。 7月19日午前9時より、第3会議室にて事務局からの説明を受けました。5件中3件が太陽光発電施設でした。2、3、4号は許可相当、1、5号は、始末書付きで許可相当と認めます。内容については、担当委員の補足説明を受けて御審議ください。
	議長	第4小委員会の委員長報告が終わりましたので、担当委員の補足説明を受けて審議を進めてまいります。  ここで、8番委員の退室を求めます。 ＜ 8番委員 退室 ＞ 1号。
1号 補足説明	16番	議長、16番。 1号について補足説明いたします。 内容は、記載のとおりです。申請地の農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地と判断されます。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することができないと認められる場合であることから許可相当と判断されます。始末書の提出もありますので、追認できると判断されます。  調査しましたが、何ら疑義な点はございません。ご審議よろしくお願い申し上げます。

川南町農業委員会 7月定例総会

項目	発言者	内容
	議長	<p>1号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。</p> <p>ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。</p>
	議長	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>1号については、承認する事にいたします。</p> <p>ここで、8番委員の入室を許可します。</p> <p style="padding-left: 40px;">＜ 8番委員 入室 ＞</p> <p>次に、2号。</p>
2号 補足説明	1番	<p>私が担当ですので、2号について補足説明いたします。</p> <p>内容は、記載のとおりです。申請地の農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地と判断されます。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することができないと認められる場合であることから許可相当と判断されます。</p> <p>調査しましたが、何ら疑義な点はございません。ご審議よろしくお願いいたします。</p>
	議長	<p>2号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。</p> <p>ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。</p>
	議長	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>2号については、承認する事にいたします。</p> <p>次に、3号。</p>
3号 補足説明	1番	<p>私が担当ですので、3号について補足説明いたします。</p> <p>内容は、記載のとおりです。申請地の農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地と判断されます。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することができないと認められる場合であることから許可相当と判断されます。</p> <p>調査しましたが、何ら疑義な点はございません。ご審議よろしくお願いいたします。</p>

川南町農業委員会 7月定例総会

項目	発言者	内容
	議長	3号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。
		ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。 3号については、承認する事にいたします。 次に、4号。
4号 補足説明	7番	議長、7番。 4号について補足説明いたします。 内容は、記載のとおりです。祖父から孫への使用貸借になります。申請地の農地の区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域内にある農地という理由から第3種農地と判断されるため許可相当と判断されます。 調査しましたが、何ら疑義な点はございません。ご審議よろしくお願いいたします。
	議長	4号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。
		ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。 4号については、承認する事にいたします。 次に、5号。
5号 補足説明	7番	議長、7番。 5号について補足説明いたします。 内容は、記載のとおりです。受渡人は、隣同士で受人が家を作る際に作ったブロックがはみ出ているものです。申請地の農地の区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域内にある農地という理由から第3種農地と判断されるため許可相当と判断されます。始末書の提出もありますので、追認できると判断されます。
	議長	5号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。
		ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。 5号については、承認する事にいたします。

川南町農業委員会 7月定例総会

項目	発言者	内容
議案第38号 集積(所有権)	議長	【日程第7】 議案第38号 「農用地利用集積計画(所有権移転)の決定について」を 議題といたします。提案理由の説明を局長が行います。
提案理由	局長	議長、局長。 議案第38号 「農用地利用集積計画(所有権移転)の決定について」そ の提案理由の説明を申し上げます。 この議案は、農業経営基盤強化促進法、第18条第1項の規 定により、別紙、農用地利用集積計画の決定を求めるも のでございます。 本案件の申請件数は、8件でございます。 申請人、該当農地、所有権移転の内容及び耕作する者の 農業経営状況は、別紙記載のとおりでございます。 担当委員の補足説明を頂きまして、御審議の上、設定され た集積計画の御決定を頂きます様、よろしく願い申し上げ ます。
	議長	提案理由の説明が終わりました。 担当委員の補足説明を受けて審議を進めていきます。 1号と2号は関連がありますので、一括して説明をお願いしま す。
1号 補足説明	6番	議長、6番。 1号と2号について補足説明いたします。 内容は、記載のとおりです。交換です。 今年の4月総会の議案20号の3、4号で可決した2件であり ますが、土地の名義が共同名義だったため4月分を取り下 げて共同名義での交換ということであがってきています。 農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし ていると考えます。 調査しましたが、何ら疑義な点はございません。ご審議よろ しくお願いします。
	議長	1号と2号について、担当委員の補足説明が終わりました。 御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求め ます。
	議長	全員賛成と認めます。 1号と2号については、決定する事にいたします。

川南町農業委員会 7月定例総会

項目	発言者	内容
		次に、3号。
3号 補足説明	7番	議長、7番。 3号について補足説明いたします。 内容は、記載のとおりです。売買によるものです。 調査に行った際に金額について違いがありましたが、確認してもらったところ記載のとおりということでした。1反あたり33万円ほどで安い気がしますが、当人同士で決められた価格ということはどうしようもありませんが、今後この価格がこの辺りの相場になると困るなと思っています。  農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。  調査しましたが、何ら疑義な点はございません。ご審議よろしく申し上げます。
	議長	3号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。
	4番	議長、4番 3号のほかに5号、7号も安いと思いますが、今後、土地の相場は下がっていく傾向にあるとは思いますが、ある程度維持していく様にしていかなければと思います。そのためにも情報を早めにキャッチすることが大事で、農業委員が間に入って話をすれば相場が崩れることもあまりないのではと思います。
	議長	いろんな条件にもよると思いますが、条件的に問題のない農地で基盤強化法を使うのであれば、ある程度相場を念頭に入れて総会で慎重に審議していきたいと思っています。
	4番	議長、4番 事務局はこの売買を受け付けるときに、担当委員に連絡して、農業委員が間に入って相場はこれくらいですよとか伝えると食い違いがあればあっせんになったりするのではないですか。
	事務局	議長、事務局 委員の言われる5号、7号については、あっせんが決まった金額になります。5号については水がわくなど悪条件があり、7号については先ほど説明がありましたが、耕作されていなかった場所や大きな木が残っていてその処分費を含んだ金額になっています。今後は、委員に情報として伝えていきたいと思っています。

川南町農業委員会 7月定例総会

項目	発言者	内容
	議長	<p>他にございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全員賛成と認めます。 3号については、決定する事にいたします。 次に、4号。</p>
4号 補足説明	13番	<p>議長、13番。 4号について補足説明いたします。 内容は、記載のとおりです。売買によるものです。 農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 調査しましたが、何ら疑義な点はございません。ご審議よろしく申し上げます。</p>
	議長 議長	<p>議長 4号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>議長 全員賛成と認めます。 4号については、決定する事にいたします。 次に、5号。</p>
5号 補足説明	11番	<p>議長、11番。 5号について補足説明いたします。 内容は、記載のとおりです。あっせんによる特例事業の売買になります。  先ほど値段が安いとありましたが、見た目は良い農地ですが、水がわいて裏作が出来ず、あとジャンボタニシがすごく多く捕食したり大変だということです。  農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 調査しましたが、何ら疑義な点はございません。ご審議よろしく申し上げます。</p>
	議長	<p>議長 5号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。</p>



川南町農業委員会 7月定例総会

項目	発言者	内容
	議長	<p>ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全員賛成と認めます。</p> <p>5号については、決定する事にいたします。</p> <p>次に、6号。</p>
6号 補足説明	9番	<p>議長、9番。</p> <p>6号について補足説明いたします。</p> <p>内容は、記載のとおりです。この案件はあっせん会によって成立したものです。先ほどの事務局からのありましたとおり、あっせん会の中で生えている木は買い手が処分するということになりました。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>調査しましたが、何ら疑義な点はございません。ご審議よろしく申し上げます。</p>
	議長	<p>6号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。</p> <p>ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。</p>
	議長	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>6号については、決定する事にいたします。</p> <p>次に、7号。</p>
7号 補足説明	9番	<p>議長、9番。</p> <p>7号について補足説明いたします。</p> <p>内容は、記載のとおりです。先ほど説明しましたあっせん会で成立しましたものです。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>調査しましたが、何ら疑義な点はございません。ご審議よろしく申し上げます。</p>
	議長	<p>7号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。</p> <p>ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。</p>
	議長	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>7号については、決定する事にいたします。</p>

川南町農業委員会 7月定例総会

項目	発言者	内容
		<p>ここで、2番委員の退室を求めます。            &lt; 2番委員 退室 &gt;            次に、8号。</p>
8号 補足説明	3番	<p>議長、3番。            8号について補足説明いたします。            内容は、記載のとおりです。売買によるものです。            農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。            調査しましたが、何ら疑義な点はございません。ご審議よろしく申し上げます。</p>
	議長	<p>8号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。</p>
	7番	<p>議長、7番            ここは、条件が悪いとかありましたか。</p>
	3番	<p>議長、3番。            所有者が手放したいという意向が強いみたいです。相手がいる時にしか売れないので</p>
	事務局	<p>議長、事務局            現在、1枚として使われていますが、きれいな1枚ではなくて、これから整備をしたり、畔をついたりしないといけませんので、その部分を含めて安くなっています。</p>
	議長	<p>他にありませんか。ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。            全員賛成と認めます。            8号については、決定する事にいたします。            ここで、2番委員の入室を許可します。            &lt; 2番委員 入室 &gt;</p>

川南町農業委員会 7月定例総会

項目	発言者	内容
議案第39号 集積(利用権)	議長	【日程第8】 議案第39号 「農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について」を 議題といたします。提案理由の説明を局長が行います。
提案理由	局長	議長、局長。 議案第39号 「農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について」そ の提案理由の説明を申し上げます。 この議案は、農業経営基盤強化促進法、第18条第1項の規 定により、別紙、農用地利用集積計画の決定を求めるもの でございます。 本案件の申請件数は、17件でございます。 申請人、該当農地、設定する利用権及び借手手の経営状況 は、別紙記載のとおりでございます。 担当委員の補足説明を頂きまして、御審議の上、設定され た集積計画の御決定を頂きます様、よろしくお願い申し上げ ます。
	議長	提案理由の説明が終わりました。 担当委員の補足説明を受けて審議を進めていきます。 1号。
1号 補足説明	18番	議長、18番。 1号について補足説明いたします。 内容は、記載のとおりです。中間管理事業によるものです。 農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし ていると考えます。 調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議方よ ろしくお願いいたします。
	議長  議長	1号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意 見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求め ます。 全員賛成と認めます。 1号については、決定する事にいたします。 次に、2号。
2号 補足説明	13番	議長、13番。 2号について補足説明いたします。 内容は、記載のとおりです。中間管理事業によるものです。

川南町農業委員会 7月定例総会

項目	発言者	内容
		<p>農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議方よろしくお願いいいたします。</p>
	議長	<p>2号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。</p> <p>ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。</p>
	議長	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>2号については、決定する事にいたします。</p> <p>次に、3号。</p>
3号 補足説明	13番	<p>議長、13番。</p> <p>3号について補足説明いたします。</p> <p>内容は、記載のとおりです。中間管理事業によるものです。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議方よろしくお願いいいたします。</p>
	議長	<p>3号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。</p> <p>ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。</p>
	議長	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>3号については、決定する事にいたします。</p> <p>次に、4号。</p>
4号 補足説明	12番	<p>議長、12番。</p> <p>4号について補足説明いたします。</p> <p>内容は、記載のとおりです。中間管理事業によるものです。山本地区が1筆、香田原地区が2筆で山本地区は8番委員に調査していただきました。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議方よろしくお願いいいたします。</p>
	議長	<p>4号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。</p>

川南町農業委員会 7月定例総会

項目	発言者	内容
	議長	ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。 全員賛成と認めます。 4号については、決定する事にいたします。 次に、5号。
5号 補足説明	12番	議長、12番。 5号について補足説明いたします。 内容は、記載のとおりです。中間管理事業によるものです。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議方よろしくお願ひいたします。
	議長  議長	議長 5号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。 議長 全員賛成と認めます。 5号については、決定する事にいたします。 次に、6号。
6号 補足説明	12番	議長、12番。 6号について補足説明いたします。 内容は、記載のとおりです。中間管理事業によるものです。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議方よろしくお願ひいたします。
	議長  議長	議長 6号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。 議長 全員賛成と認めます。 6号については、決定する事にいたします。 次に、7号。
7号 補足説明	3番	議長、3番。 7号について補足説明いたします。 内容は、記載のとおりです。中間管理事業によるものです。

川南町農業委員会 7月定例総会

項目	発言者	内容
		<p>農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議方よろしく願いたいします。</p>
	議長	<p>7号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。</p> <p>ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。</p>
	議長	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>7号については、決定する事にいたします。</p> <p>次に、8号。</p>
8号 補足説明	3番	<p>議長、3番。</p> <p>8号について補足説明いたします。</p> <p>内容は、記載のとおりです。中間管理事業によるものです。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議方よろしく願いたいします。</p>
	議長	<p>8号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。</p> <p>ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。</p>
	議長	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>8号については、決定する事にいたします。</p> <p>次に、9号。</p>
9号 補足説明	3番	<p>議長、3番。</p> <p>9号について補足説明いたします。</p> <p>内容は、記載のとおりです。中間管理事業によるものです。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議方よろしく願いたいします。</p>
	議長	<p>9号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。</p> <p>ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。</p>

川南町農業委員会 7月定例総会

項目	発言者	内容
	議長	全員賛成と認めます。 9号については、決定する事にいたします。 次に、10号。
10号 補足説明	1番	私が担当ですので、 10号について補足説明いたします。 10号と14号は現況は1枚の畑となっています。10号については記載のとおりです。中間管理事業によるものです。 農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議方よろしく願いいたします。
	議長	10号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。 10号については、決定する事にいたします。 次に、11号。
11号 補足説明	1番	私が担当ですので、 11号について補足説明いたします。 11、12、13号は1枚の畑となっています。 内容は、記載のとおりです。中間管理事業によるものです。 農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議方よろしく願いいたします。
	議長	11号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。 11号については、決定する事にいたします。 次に、12号。
12号 補足説明	1番	私が担当ですので、 12号について補足説明いたします。 内容は、記載のとおりです。中間管理事業によるものです。

川南町農業委員会 7月定例総会

項目	発言者	内容
		<p>農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>調査しましたが、何ら疑義な点はありません。御審議方よろしく願いいたします。</p>
	議長	<p>12号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。</p> <p>ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。</p>
	議長	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>12号については、決定する事にいたします。</p> <p>次に、13号。</p>
13号 補足説明	1番	<p>私が担当ですので、13号について補足説明いたします。</p> <p>内容は、記載のとおりです。中間管理事業によるものです。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>調査しましたが、何ら疑義な点はありません。御審議方よろしく願いいたします。</p>
	議長	<p>13号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。</p> <p>ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。</p>
	議長	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>13号については、決定する事にいたします。</p> <p>次に、14号。</p>
14号 補足説明	1番	<p>私が担当ですので、14号について補足説明いたします。</p> <p>先ほど言いましたように10号と1枚になっております。</p> <p>内容は、記載のとおりです。中間管理事業によるものです。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>調査しましたが、何ら疑義な点はありません。御審議方よろしく願いいたします。</p>
	議長	<p>14号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。</p>



川南町農業委員会 7月定例総会

項目	発言者	内容
	議長	ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。 全員賛成と認めます。 14号については、決定する事にいたします。 次に、15号。
15号 補足説明	1番	私が担当ですので、 15号について補足説明いたします。 15号と16号も1枚の畑となっています。 内容は、記載のとおりです。中間管理事業によるものです。 農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議方よろしくお願ひいたします。
	議長  議長	15号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。 全員賛成と認めます。 15号については、決定する事にいたします。 次に、16号。
16号 補足説明	1番	私が担当ですので、 16号について補足説明いたします。 内容は、記載のとおりです。中間管理事業によるものです。 農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議方よろしくお願ひいたします。
	議長  議長	16号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。 全員賛成と認めます。 16号については、決定する事にいたします。 次に、17号。
17号 補足説明	11番	議長、11番。 17号について補足説明いたします。

川南町農業委員会 7月定例総会

項目	発言者	内容
		<p>内容は、記載のとおりです。あっせんで成立した特例事業によるものです。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議方よろしく願いいたします。</p>
	議長	<p>17号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。</p> <p>ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。</p>
	議長	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>17号については、決定する事にいたします。</p>

川南町農業委員会 7月定例総会

項目	発言者	内容
議案第40号 告示	議長	【日程第9】 議案第40号 「川南町空き住宅に付随した農地の別段面積取扱要綱について」を議題といたします。 提案理由の説明を局長が行います。
提案理由	局長	議長、局長。 議案第40号 「川南町空き住宅に付随した農地の別段面積取扱要綱について」その提案理由を説明申し上げます。 内容につきましては、別紙のとおりであります。 この議案は、空き住宅に付随した農地の別段面積取扱について、その基準や事務の取扱について定めるものです。 事務局からの補足説明を受けまして、御審議の上、御議決いただきます様、よろしくお願い申し上げます。
	議長	提案理由の説明が終わりました。 事務局からの補足説明を求めます。
1号 補足説明	事務局	議長、事務局。 議案第40号につきまして補足説明いたします。 この議案は、川南町空き住宅に付随した農地の別段面積取扱要綱ということで、農地法施行規則第17条第2項により提案するものです。こちらは、遊休農地の解消及び新規就農による定住促進を目的として定めるもので、別段の面積につきましては、昨年の9月定例総会で決定していただいている空き住宅に付随した農地に限定した1aとなります。申請の流れについて、別紙「川南町空き住宅に付随した農地の取扱いについて」をご覧ください。農地所有者から農地指定の申請書を提出していただき、現地調査後、総会で審査を行います。農地が指定されれば、譲渡人、譲受人双方による3条申請を提出していただき、ほかの3条の案件と同じように総会により審査、許可の流れとなります。以上です。
	議長	議案第40号について、事務局の補足説明が終わりました。 御意見、御質問は、ございませんか。  ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。 1号については、議決する事にいたします。

川南町農業委員会 7月定例総会

項目	発言者	内容
その他	議長	【日程第10】「その他」となっています。 何かありませんか。
合意解約	事務局	議長、事務局。 「合意解約」について、報告いたします。 解約については、贈与のためが1件、5条申請のためが1件、売買のためが2件、の計4件となります。
	議長	「合意解約」について、報告がありました。 他に何かありませんか。
行事予定	事務局	議長、事務局。 「8月の行事予定」について、報告いたします。
	議長	「8月の行事予定」について、報告がありました。 他に何かありませんか。
	議長 議長	他に何かありませんか。 すべての議事日程が終了しましたので、以上をもちまして、令和3年7月の定例総会を閉会いたします。御苦勞様でした。

# 川南町農業委員会 7月定例総会

署 名 委 員

この会議録の内容については、正確であることをここに認め、署名いたします。

令和 年 月 日

2番

3番